**注記（全体財務書類及び連結財務書類）**

**１　重要な会計方針**

**（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法**

原則として取得原価により計上しています。

**（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法**

地方公営事業会計や連結対象法人に適用されている会計基準に従っています。主に、満期保有目的の債権は償却原価法、その他の有価証券は移動平均法による原価法により計上しています。

**（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法**

地方公営事業会計や連結対象法人に適用されている会計基準に従っています。主に、移動平均法による原価法又は先入先出法による原価法により計上しています。

**（４）固定資産の減価償却の方法**

地方公営事業会計や連結対象法人に適用されている会計基準に従っています。大蔵省令による耐用年数などに従って定額法により算定しています。

**（５）引当金の計上基準及び算定方法**

地方公営事業会計や連結対象法人に適用されている会計基準に従っています。

**（６）リース取引の処理方法**

地方公営事業会計や連結対象法人に適用されている会計基準に従っています。

**（７）資金収支計算書における資金の範囲**

地方自治法第235条の４第2項に規定する歳入歳出外現金を除く現金としています。

**２　追加情報**

**（１）財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項**

①　対象範囲

ア　全体財務書類

一般会計等財務書類の対象とする会計（本注記において「一般会計等」という。）に加え、以下の地方公営事業会計を対象としています。

・港湾整備事業特別会計

・箕面北部丘陵整備事業特別会計

・大阪府中央卸売市場事業会計

・大阪府流域下水道事業会計

・大阪府まちづくり促進事業会計

・国民健康保険特別会計

イ　連結財務書類

全体財務書類の対象とする会計に加え、次の団体及び法人（本注記において「連結対象法人」という。）を対象としています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 名称 | 連結割合(%) |
| 広域連合 | 関西広域連合 | 9.5 |
| 地方独立行政法人 | 公立大学法人大阪 | 42.9 |
| 地方独立行政法人大阪府立病院機構 | 100.0 |
| 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 | 66.7 |
| 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 | 64.5 |
| 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 | 100.0 |
| 地方公社 | 大阪府道路公社 | 100.0 |
| 大阪府土地開発公社 | 100.0 |
| 大阪府住宅供給公社 | 100.0 |
| 第三セクター等 | 公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団 | 100.0 |
| 公益財団法人大阪国際平和センター | 50.0 |
| 公益財団法人大阪府国際交流財団 | 100.0 |
| 株式会社大阪国際会議場 | 100.0 |
| 公益財団法人大阪府保健医療財団 | 100.0 |
| 大阪信用保証協会 | 100.0 |
| 公益財団法人西成労働福祉センター | 100.0 |
| 一般財団法人大阪府みどり公社 | 100.0 |
| 株式会社大阪鶴見フラワーセンター | 25.5 |
| 公益財団法人大阪府漁業振興基金 | 100.0 |
| 大阪モノレール株式会社 | 100.0 |
| 大阪外環状鉄道株式会社 | 28.9 |
| 堺泉北埠頭株式会社 | 100.0 |
| 公益財団法人大阪産業局 | 100.0 |
| 公益財団法人大阪府都市整備推進センター | 100.0 |
| 公益財団法人大阪府文化財センター | 100.0 |
| 公益財団法人大阪府育英会 | 100.0 |
| 一般財団法人大阪府青少年活動財団 | 100.0 |
| 一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団 | 100.0 |

②　地方自治法第235条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計及び連結対象法人と、当該期間が設けられていない会計及び連結対象法人との間で、出納整理期間に当会計年度に帰属する現金の受払い等があった場合には、当年度末に当該受払い等が終了したものとして調整しています。

③　全体財務書類では、一般会計等と地方公営事業会計との間、連結財務書類ではそれに加え、連結対象法人との間、連結対象法人同士の間の内部取引について、相殺処理を行っています。

④　百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

**（２）貸借対照表に係る事項**

府基準等に基づく財務諸表から「統一的な基準」に基づく財務書類等へ組替作成したことに伴う主な相違点のうち、一般会計等財務書類に追加されたものは次のとおりです。ただし、連結財務書類にのみ該当します。

○　対象範囲

以下の連結対象法人について、大阪府財政運営基本条例第25条第５項に規定する「府が業務の運営に関与し、府の施策と密接な関連を有する業務を行っている法人として規則で定めるもの」には該当しませんが、出資割合が50％超であるため、対象範囲に追加しています。

・一般財団法人大阪府青少年活動財団

・一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団

**（３）行政コスト計算書及び純資産変動計算書に係る事項**

府基準等に基づく財務諸表から「統一的な基準」に基づく財務書類等へ組替作成したことに伴う主な相違点のうち、一般会計等財務書類に追加されたものはありません。